

Q1

委託処理業者が、「許可更新申請を済ませた。」と言っています。新しい許可証を確認できませんが、処理委託を継続して良いの？

排出事業者の疑問

A1. 更新の許可申請があり、従前の許可が効力を有する場合(下欄参照)には、委託を継続することができます。許可更新に係る申請書の受領印により、申請の有無、時期等を確認することができます。



Q2

委託処理業者が、「更新手続き中」を理由に、新しい許可証を提示してくれません。更新許可に係る許可証は、いつ交付されるの？

A2. 更新許可に係る許可証は、申請受理時ではなく、審査終了後、許可時に交付されます。あくまでも目安になりますが、申請後、交付までに、収集運搬業許可については概ね2か月、処分業許可については概ね3か月の時間を要します。



廃棄物処理業許可の更新と許可証の記載について

Q3

許可更新申請を受理してもらったけれど、新しい許可証が交付されていません。従前の許可証にある廃棄物の処理を行って良いの？

処理業者の疑問

A3. 更新の許可申請を行い、従前の許可が効力を有する場合(下欄参照)には、従前の許可証にある内容の処理を行うことができます。



Q4

廃棄物処理業許可の更新のための申請はいつからできるの？

A4. 許可の有効期限の3か月前を目安に申請の受付を開始しています。許可の有効期限をご確認の上、余裕をもってご申請ください。



廃棄物処理業許可は、その更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失います。

許可の有効期間の満了日間際に更新の許可申請があった場合等で、許可の有効期間の満了日までにその申請に対する処分(許可又は不許可)がされない時は、従前の許可が有効期間の満了後もその申請に対する処分がなされるまでの間、効力を有しており、許可の更新がされた時は、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算されます。 ※裏面を御参照ください。

廃棄物の処理を委託する場合には、委託処理業者の許可の更新状況を随時確認いただき、特に、(特別管理)産業廃棄物の処理委託に際しては、更新許可に伴う許可証が交付され次第、そのコピーを早期に入手していただきますようお願いいたします。

～ 廃棄物処理業に係る許可証の記載について ～

令和2年3月30日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務の取扱いについて」(第1-11(5))で、許可証の「許可の年月日」の欄には、実際に更新の許可を行う日を記載し、「許可の有効年月日」の欄には、従前の許可有効期限の満了日の翌日から起算して5年以内の日を記載することとあるため、岡崎市が交付する許可証は、通知のとおり運用しております。

【例】

従前の許可の有効年月日が令和2年3月31日の廃棄物処理業者が、更新申請を令和2年2月25日に行い、令和2年4月17日に審査が終了し、更新許可となった場合

1. (特別管理)産業廃棄物処理業許可の場合(優良基準に適合する場合を除く。)

＜従前の許可＞

許可の年月日：平成27年4月1日

許可の有効年月日：令和2年3月31日

＜更新許可＞

許可の年月日：令和2年4月17日

許可の有効年月日：令和7年3月31日

注1) 更新許可となった場合、令和2年4月1日から更新許可(令和2年4月17日)までの間は、従前の許可が効力を有するため、従前の許可で業を営むことができます。

2) 更新許可の有効年月日は、従前の許可の有効期間の満了日の翌日(令和2年4月1日)から起算するため、令和7年3月31日となります。

2. 一般廃棄物収集運搬業許可の場合

＜従前の許可＞

許可の年月日：平成30年4月1日

許可の有効年月日：令和2年3月31日

＜更新許可＞

許可の年月日：令和2年4月17日

許可の有効年月日：令和4年3月31日

注1) 更新許可となった場合、令和2年4月1日から更新許可(令和2年4月17日)までの間は、従前の許可が効力を有するため、従前の許可で業を営むことができます。

2) 更新許可の有効年月日は、従前の許可の有効期間の満了日の翌日(令和2年4月1日)から起算するため、令和4年3月31日となります。